第１部・第３章

|  |
| --- |
|  　　　年　　　組　　　番 |
|  名前 |

公共的な空間における基本的原理

―私たちの民主的な社会

【１】つぎの文章を読んで，下の問いに答えよ。

　「文化祭でのクラスの出し物，何にする？」

　体育館で劇をやりたい人がいます。中庭で模擬店をやりたい人がいます。教室でお化け屋敷をやりたい人がいます。たくさんの人が集まっているということは，たくさんの意見があるということです。たくさんの意見のなかから，どの「出し物」に決めるでしょうか。多くの場合は（　①　）で決めていると思います。でもいきなり（①）をとっているのではなく，それぞれの意見についてよく話しあってから（①）をとっているでしょう。このようによく話しあうことを「（　②　）」といいます。それがなければ，（①）は「（　③　）の力」による，(Ａ)「多数者の専制」となってしまうでしょう。

　ホームルームのように，メンバー全員が一同に会して決める決め方を(Ｂ)直接民主制といいます。全校集会くらいの規模ならこのやり方も可能ですが，たとえば一つの県レベルとなると難しくなります。そこでとられるのが(Ｃ)間接民主制というやり方です。間接民主制にはさまざまな方法がありますが，多くの場合，（　④　）で（　⑤　）者を選んで，（⑤）者が（　⑥　）で話しあって（①）をとって決める（⑥）制民主主義がとられています。県よりも大きな国家レベルでもこの方法がとられています。リンカンは「（　⑦　）の（⑦）による（⑦）のための政治」ということばを残しましたが，王侯貴族ではなく「（⑦）（people）」が最終的な決定権をもっている政治のあり方を（⑦）主権といいます。

　国家レベルの政治では，（　⑧　）の使いみちを決めることが最重要課題の一つです。（⑧）が増えることに賛成という人はあまりいませんから，お金の額は限られています。いまなら公衆衛生に多く使ってほしいという意見が多いかもしれません。みなさんの世代なら教育に，もう少し上の世代は子育てに，ずっと上の(Ｄ)お年寄りは高齢者福祉に，もっとお金を使ってほしいと思うのではないでしょうか。このように，同じ社会のメンバーでも（　⑨　）は対立します。そこで国家は，ルールやしくみをつくって調整し，決まったことを異なる意見の人に対しても（　⑩　）する力をもっています。だからこそ，だれが，どのように決めるかということが大切になってくるのです。

　（⑨）の調整を行うのは政治面での国家ばかりではありません。経済面での（　⑪　）もまた（⑨）の調整を行っています。それぞれの経済主体が自己の利益の最大化をめざして自由に活動する（⑪）というしくみは，基本的に（　⑫　）性はよいのですが，反面，自由競争は「優勝劣敗」を生み，（　⑬　）な結果は得られにくいことになります。このトレードオフ関係にある（⑫）性と（⑬）性の調和を，いかにはかっていくかということが，（⑪）における（⑨）調整の課題として指摘することができるでしょう。

問１　文中の（　①　）～（　⑬　）に適する語句をつぎのア～スより選んで記号で答えよ。

　　ア．数　　イ．議会　　ウ．強制　　エ．公平　　オ．効率　　カ．市場　　キ．熟議　　ク．人民

　　ケ．選挙　　コ．代表　　サ．多数決　　シ．税　　ス．利害

問２　下線部Ａについて，このことを指摘し，『アメリカのデモクラシー』をあらわしたフランスの政治家・政治学者はだれか。

問３　下線部Ｂ・Ｃについて，直接民主制と間接民主制を比べてどのような相違点があるか，どちらがより「公正」であるかという点から説明せよ。

問４　下線部Ｄについて，「有権者のなかに占める高齢者の割合が高くなると，民主的な意思決定における高齢者の影響力が強くなる」という仮説を何というか。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 問１ | ①  | ②  | ③  | ④  | ⑤  | ⑥  | ⑦  |
| ⑧  | ⑨  | ⑩  | ⑪  | ⑫  | ⑬  |  |
| 問２ |  |  |
| 問３ |  |
| 問４ |   |  |

【２】つぎの文章を読んで，下の問いに答えよ。

　16～17世紀のヨーロッパでは，(Ａ)国王の支配権（統治権）は唯一絶対の神が授けたものであるとする考え方が支配的であった。これを打ちやぶったのが17～18世紀におこった市民革命であり，その(Ｂ)背景にあった思想が社会契約説である。

　キリスト教では，この世界とともに，この世界の法則をも創造したとされる神に似せてつくられた人間は，その理性を用いれば，神の定めた法の一部を読み解くことができるとされた。これが自然法である。その自然法に記されている人間の権利が（　①　）である。自然法は神が定めたとされる法の一部であるから，（①）は国家や君主，あるいは多数決であっても奪うことができないはずのものである。その（①）を守るために，人々は契約にもとづいて国家・社会をつくったとするのが社会契約説である。この考え方からすれば，(Ｃ)自然法に記されている人間の権利を守らない国家はつくりかえて（国王は交代させて）よいということになる。

問１　文中の（　①　）に適する語句を答えよ。

問２　下線部Ａについて，この考え方を何というか。

問３　下線部Ｂについて，以下の著書，自然状態，社会契約の内容，影響について，それぞれホッブズのものを選んで記号で答えよ。

　【著書】

　　ア．『社会契約論』　　イ．『統治二論』　　ウ．『リバイアサン』

　【自然状態】

　　エ．自然権の内容は自己保存の権利であり，自然状態は「万人の万人に対する闘争」状態である。

　　オ．自然権の内容は所有権であり，自然状態において人々は自由・平等で平和である。

　　カ．自然状態において，人々は自由で孤立しているが，平等で自足しているので平和である。

　【社会契約の内容（内容）】

　　キ．契約を結んで共同体をつくり，個々の利己心をこえた共同体の意志である一般意志のもとにおく。

　　ク．契約を結んで共通権力である議会に自然権の一部を信託する。

　　ケ．｢自然権を守る｣という条件で契約を結び，共通権力である君主に自然権を譲渡する。

　【影響】

　　コ．アメリカ独立宣言に影響をあたえた。

　　サ．結果的に絶対王政を擁護した。

　　シ．フランス革命に影響をあたえた。

問４　下線部Ｃについて，この権利を何というか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 問１ |  | 問２ |   |
| 問３ |  著書  |  自然状態  | 内容  |  影響  |
| 問４ |  |

※本データはサンプルデータです。製品版では【４】まで問題がございます。

※本データはサンプルデータです。製品版ではこのあとに解答・解答例が続きます。